

大崎東学校給食センター整備基本計画

平成30年10月

大崎市教育委員会

《 目 次 》

第1章	現状と課題	1
1	計画の目的	1
2	本市における学校給食の現状と課題	1
第2章	学校給食センターの概要	2
1	前提条件の整理	2
(1)	施設の計画条件	2
(2)	計画地の概要	2
2	学校給食センターの必要機能の検討	3
(1)	必要諸室	3
(2)	施設配置イメージ	3
3	概算事業費の算定	4
(1)	概算事業費の算出結果	4
(2)	諸条件の設定	4
第3章	事業手法	6
1	最適事業手法の検討	6
(1)	代表的な事業手法の整理	6
(2)	施設整備・管理運営手法の整理	7
(3)	事業範囲(案)	8
(4)	事業期間	9
(5)	整備スケジュール(案)	10
2	VFMの検討	11
(1)	VFM算定諸条件の整理	11
(2)	VFM算定結果	12
3	民間事業者への意向調査	13
第4章	総合評価	14
1	事業手法の検討結果	14
2	事業手法の選定	14

第1章 現状と課題

1 計画の目的

本計画は、「第2期学校給食基本構想・基本計画」において掲げている「安全、安心な給食の提供」「地産地消の推進」「給食事業の効率化」を推進するため、松山地域と鹿島台地域の小中学校に、敷玉小学校及び鹿島台第一幼稚園を加えた7施設を対象とした学校給食センターの整備に係る前提条件、必要機能の検討及び事業手法等について定めることを目的とする。

2 本市における学校給食の現状と課題

本市の自校式の学校給食施設の多くが築30年以上を経過し、施設の老朽化による施設設備の不具合が多数発生している。また、施設が狭隘でアレルギー専用の調理スペースが確保できない等、学校給食衛生管理基準に適合していない施設となっていることから抜本的な施設及び設備の改修が必要である。

しかし、全ての施設を改修することは、財政的並びに時間的な制約が多いことから、「第2期学校給食基本構想・基本計画」において学校給食センターの計画的な整備を進めるとしている。

特に、今回学校給食センターを整備する松山地域、鹿島台地域の小中学校及び敷玉小学校においては、給水管・給湯管の老朽化が深刻であり、漏水が度々発生し、屋根や床の破損も目立つことから、早急な対応を必要としている。

また、大崎市の豊かな食材を活用した「米を中心とした季節感のあるおいしい給食」を提供するため、地場産食材の利用を増やすための施設の工夫や、関係機関と連携して食材の供給体制の整備に取り組む必要がある。

第2章 学校給食センターの概要

1 前提条件の整理

新設の学校給食センターの名称は『大崎東学校給食センター（愛称：未定）』とする。
 なお、愛称については開設前までに公募により決定する。

施設及び建設計画地に関する諸条件は以下のとおりとする。

(1) 施設の計画条件

配送校	7施設（小学校4校，中学校2校，幼稚園1園） 敷玉小学校，松山小学校，下伊場野小学校，鹿島台小学校， 松山中学校，鹿島台中学校，鹿島台第一幼稚園
調理能力	一日当たり最大1,500食
献立数	1献立
年間稼働日数	200日程度
配送方式	コンテナ方式
炊飯対応	センターで実施
対象施設への直接搬入	パン（箱も業者保管）・牛乳
センター経由での搬入	デザート・ジャム・マーガリン（センターで冷蔵保管）
食物アレルギー対応	一日当たり最大15食程度（除去食及び代替食） 食物アレルギー特定原材料等27品目までの対応を想定
地産地消	検収前室及び地場野菜保管スペース（ストックヤード）の 設置
食育機能・地域交流機能	多目的室（50人程度），見学通路等を設置
開設予定時期	平成33年8月
その他留意事項	受配校の既存給食室等を配膳室に改修

(2) 計画地の概要

所在地	宮城県大崎市松山地域千石地内	
敷地面積	6,261 m ² （法面，植栽部分含む）	
法的条件	用途地域	都市計画区域外
	建蔽率／容積率	指定なし／指定なし
周辺状況	道路状況	敷地内に進入路の設置が必要 または 南側は道路と接続，幅員14m
	周辺施設	北側：水路，南側：水路，道路，東側：隣地，西側：水路
インフラ 条件	電気	電力会社配電線より引込み
	ガス	プロパンガス（使用する場合）
	上下水道	上水道：あり（敷地内への引き込みは未実施） 下水道：あり
測量・地盤・地質条件	測量調査，地盤調査及び地質調査は未実施	

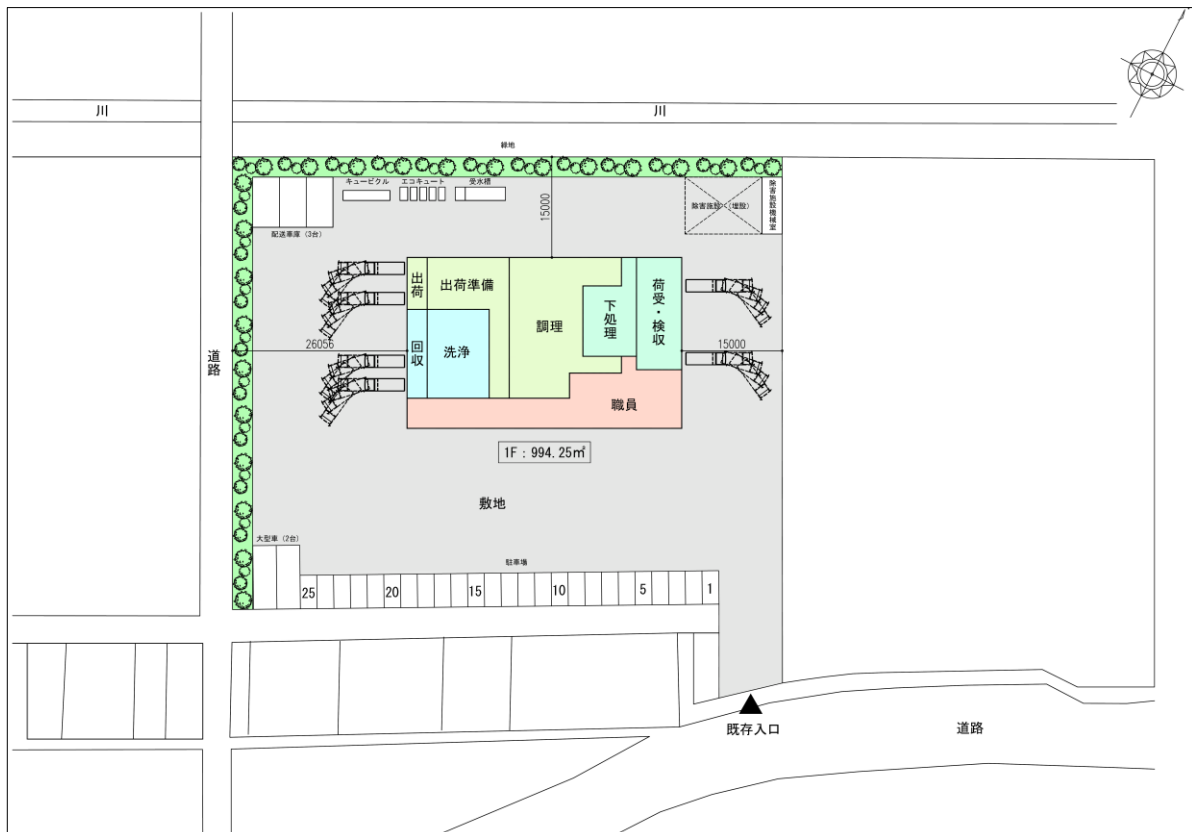
2 学校給食センターの必要機能の検討

(1) 必要諸室

「第2期大崎市学校給食基本構想・基本計画」や施設の計画条件、既存の学校給食センターの整備状況等を踏まえ、本件施設に求める必要諸室等は以下のとおりとする。

給食エリア	
汚染作業区域	荷受室，検収室，検収前室，食品庫，計量室，冷蔵庫・冷凍庫，米庫，洗米室，下処理室，洗浄室(消毒前)，回収風除室，器具洗浄室，残渣処理室，油庫，廃棄庫等
非汚染作業区域	煮炊き調理室，揚物・焼物室，和え物室，炊飯室，アレルギー専用調理室，コンテナ室，配送風除室，洗浄室(消毒後)，器具洗浄室等
準備区域	汚染作業区域前室，非汚染作業区域前室，配送員用前室
一般エリア	
職員専用部分	市職員用事務室，市職員用更衣室，市職員用トイレ，委託事業者用事務室，配送員用控え室，書庫，倉庫，調理員用更衣室，調理員用トイレ，調理員用休憩室，シャワー室，洗濯・乾燥室，機械室等
共用部分	玄関ホール，来客用トイレ，多目的室，見学通路(見学ホール含む)，階段，エレベーター
附帯エリア	
附帯施設	排水処理施設，受水槽，受変電設備，ゴミ置場，植栽，駐車場，駐輪場等

(2) 施設配置イメージ



3 概算事業費の算定

(1) 概算事業費の算出結果

区分	算出結果(税別)	備考
施設整備費	1,146,260 千円	
測量等事前調査費	7,500 千円	業者参考見積×130%
設計費・工事監理費	34,600 千円	国土交通省告示15号による算出
建設費		
建物整備費	660,000 千円	=550 千円/m ² ×1,200 m ²
外構整備費	93,915 千円	=15 千円/m ² ×6,261 m ²
排水処理施設	62,700 千円	業者参考見積×130%
負担金	1,545 千円	関係部署聞き取りによる
調理設備費	240,000 千円	業者聞き取りによる
調理備品調達費	38,000 千円	業者聞き取りによる
什器備品費	8,000 千円	当社実績による
維持管理・運営費	1,291,317 千円	(14.5年分)
開業準備費	20,000 千円	当社実績による
運営費		
調理洗浄・配送回収費	697,595 千円	大崎南学校給食センター×130%×14.5年
光熱水費等	315,912 千円	大崎南学校給食センター×130%×14.5年
維持管理業務費		
建物等保守管理費	62,350 千円	大崎南学校給食センター×130%×14.5年
修繕等費	195,460 千円	
事業期間合計	2,437,577 千円	

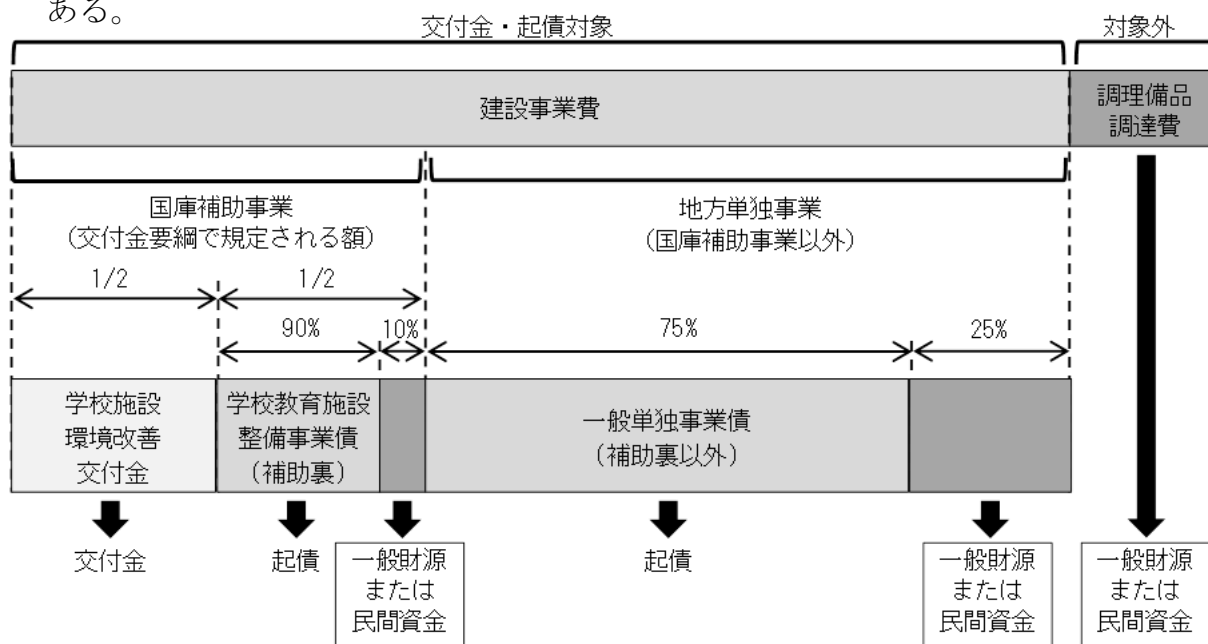
※既存配膳室改修費：97,740 千円（既存配膳室改修は事業方式に関わらず市が直接実施する予定。）

(2) 諸条件の設定

ア 資金調達

施設整備費に係る資金調達は以下のとおりと設定する。

「一般財源または民間資金」は、PFI 方式で民間資金の活用が想定される部分である。



イ 交付金の算定

交付金額は平成 30 年度（最終改正）の学校施設環境改善交付金交付要綱に従い、以下のように算定される。なお、交付金額の上限は児童数等から算定されるため、事業手法によらず同額となる。

交付金額（上限）：153,031,000 円 ＝交付対象金額 306,062,000 円×1/2

※基準建築単価：272,200 円/㎡として試算。

平成 30 年度 学校給食施設に係る建築単価 宮城県（共同調理場・鉄骨造）

項目	設定	備考
基準建築単価	272,200 円/㎡	平成 30 年度 宮城県（共同調理場・鉄骨造）
基準面積（共同調理場）	884 ㎡	児童等の数 1,001 人～2,000 人の場合
① 共同調理場	240,625 千円	基準面積（共同調理場）×基準建築単価
② A 調理機器	19,800 千円	児童等の数 1,001 人～2,000 人
③ B 厨芥処理機	4,290 千円	児童等の数 1,001 人～2,000 人
④ C 自家発電機	—	（設置せず）
⑤ D 廃水処理施設	20,000 千円	1 施設当たり
基準面積（炊飯施設）	43 ㎡	児童等の数 1,001 人～2,000 人
⑥ 炊飯施設	11,705 千円	基準面積（炊飯施設）×基準建築単価
⑦ 附帯施設（炊飯機器）	5,832 千円	児童等の数 1,001 人～2,000 人
基準面積（アレルギー対策室）	14 ㎡	児童等の数 1,001 人～2,000 人
⑧ アレルギー対策室	3,811 千円	基準面積×基準建築単価
交付金対象額合計	306,062 千円	①～⑧合計
交付額	153,031 千円	交付金対象額合計×算定割合 1/2

ウ 起債条件

項目	条件	
学校教育施設整備事業債 （補助裏分）	起債率	90%
	償還期間	15.0年
	据置期間	3年
	償還方法	元利均等払い
	金利	0.500%
一般単独事業債 （補助裏以外分）	起債率	75%
	償還期間	15.0年
	据置期間	3年
	償還方法	元利均等払い
	金利	0.500%

第3章 事業手法

1 最適事業手法の検討

(1) 代表的な事業手法の整理

新しい学校給食センターの事業手法を検討する上で、導入が想定される施設整備・維持管理運営手法とその一般的な業務区分は以下のとおりである。運營業務は他の学校給食センターと同様に、民間による実施を前提とする。

この他に民設民営方式もあるが、事例がごく少数であることや事業者の倒産リスクがあること、県費の栄養士が派遣できないこと等を考慮し、検討から除外する。

項目	資金調達	建設	維持管理	運営 (調理・配送)	施設 所有	民間 活用度
(1) 従来方式(公設民営)	市	市	市	民間(委託)	市	小  大
(2) DB方式	市	民間	市	民間(委託)	市	
(3) DBO方式	市	民間	民間	民間	市	
(4) PFI方式	民間	民間	民間	民間	市 民間	

ア 従来方式(公設民営)

市が施設等を整備して運営を民間事業者に委託する方式で、既存学校給食センターにおける運営方式である。

市が起債や国庫補助金等により自ら資金調達して、設計、建設、維持管理、運営等について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者へ個別発注等を行う方式である。

イ DB方式(Design Build)

市が起債や国庫補助金等により自ら資金調達して、民間事業者へ設計と建設を一括して発注する方式である。

従来方式と同様に、維持管理と運營業務は民間事業者へ個別発注等を行う。

ウ DBO方式(Design Build Operate)

市が起債や交付金等により自ら資金調達して、民間事業者が施設等の設計(Design)、建設(Build)、維持管理、運営(Operate)を行う。

エ PFI方式(Private Finance Initiative)

交付金等を除いた事業当初の資金調達も含めて、建設から維持管理、運営全てを一括して民間事業者が行う方式である。

民間事業者が施設を建設した後、直ちに所有権を市に移管する方式をBT方式(Build Transfer and Operate)といい、民間事業者が施設を建設した後、一定の事業期間にわたって維持管理、運営を行い、期間終了後に所有権を市に移管する方式をBOT方式(Build Operate and Transfer)という。

(2) 施設整備・管理運営手法の整理

手法	概要		
従来方式	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 起債が可能のため、民間資金の活用よりも金利負担が軽減される。 従前からの手法であり、民間を募集するための準備期間は短い。 運営に市の意向を反映しやすい。 	
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備時の財政負担が大きい。 民間事業者の相互協働によるスケールメリットは発揮しづらい。 	
DB方式	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 起債が可能のため、民間資金の活用よりも金利負担が軽減される。 設計施工の一括性能発注により、コスト削減効果を発揮しやすい。 設計施工の一括発注により、施工期間の短縮が期待できる。 運営に市の意向を反映しやすい。 	
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備時の財政負担が大きい。 募集要項や性能発注に係る水準書を作成するため、選定手続きに時間を要する。 設計に意向が反映しづらく、設計変更に伴うコスト管理が難しい。 	
DBO方式	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 起債が可能のため、民間資金の活用よりも金利負担が軽減される。 設計施工と維持管理運営の一括性能発注により、コスト削減効果を発揮しやすい。 設計施工の一括発注により、施工期間の短縮が期待できる。 	
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備時の財政負担が大きい。 募集要項や性能発注に係る水準書を作成するため、選定手続きに時間を要する。 設計に意向が反映しづらく、設計変更に伴うコスト管理が難しい。 契約期間中の運営変更がしにくい。 	
PFI方式	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費を割賦払いができるため、単年度の財政負担が小さい。 設計施工と維持管理運営の一括性能発注により、コスト削減効果を発揮しやすい。 設計施工の一括発注により、施工期間の短縮が期待できる。 金融機関による事業監視が期待できる。 	
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金は起債よりも金利が高い。 導入可能性調査等の法に基づく手続きや募集要項や性能発注に係る水準書を作成するため、選定手続きに時間を要する。 SPCへの出資など他方式に比べて地元企業が参加しにくい。 SPC設立・運営費、融資手数料、金融機関等のモニタリング費用が発生する。 契約期間中の運営変更がしにくい。 	

※JV (Joint Venture)：複数の建設業者が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

※SPC (Special Purpose Company)：ある事業を行う目的で共同企業体（コンソーシアム）の構成員が共同出資して設立された事業会社のこと。

(3) 事業範囲 (案)

ア 施設整備業務

事前調査（敷地測量・地質調査等）業務／設計（基本設計・実施設計）業務／工事
監理業務／建設業務／各種申請等業務／調理設備調達・設置業務／調理備品（食器・
食缶含む）調達業務／施設備品（家具・什器等）調達業務／その他関連業務

イ 開業準備業務

設備等の試運転／設備等の取扱に対する習熟／従業員等の研修／調理・配送リハー
サル／開所式の支援／その他関連業務

※DB 方式の場合は補助・支援のみ

ウ 維持管理業務

建築物保守管理業務／建築設備保守管理業務／調理設備保守管理業務／外構等保守
管理業務／食器・食缶等保守管理・更新業務／運営備品等保守管理・更新業務／清
掃業務／警備業務／各項目に伴う各種申請等業務（法定点検含む）

※DB 方式の場合は事業範囲外

エ 運営業務

食材等の検収補助・保管業務／食育支援／給食調理業務／検食・保存業務／衛生検
査業務／洗浄・消毒保管業務／配送・回収業務／残渣等処理業務／水光熱費負担

※DB 方式の場合は事業範囲外

※市が直接実施する主な業務（予定）

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材等の調達，発注業務
- ・ 食数調整管理業務
- ・ 食材等検収業務
- ・ 給食費の徴収管理業務
- ・ 食育指導
- ・ 栄養指導
- ・ 大規模修繕（事業期間終了後の想定）
- ・ 既存配膳室改修業務
- ・ 学校配膳業務

(4) 事業期間

DBO 方式や PFI 方式における長期包括契約の事業期間（維持管理運営期間）の設定する際の主な視点として、次の4点が考えられる。

ア 民間事業者のリスクコスト抑制

事業期間が長期化する場合、将来にわたる施設の維持管理や運営状況等を想定することは難しく、適正な維持管理・運営費用の設定は困難である。

そのため、民間事業者は事業期間が長期化するほど、契約範囲が広範になるほど入札価格にリスクコストを含まざるを得ない。

特に大規模修繕の内容や費用を高い精度で見積もることは困難であり、経常修繕と大規模修繕の明確な区分も困難であることから、事業期間は、設備等の大規模修繕が発生する可能性が高い15年から20年より短く設定することが望ましいものと考えられる。

イ 民間事業者のノウハウ活用

維持管理・運営に携わる人材の雇用や教育等に一定の費用を要するため、民間事業者がそれらを回収するためには必要な期間は概ね10年程度といわれている。

ウ 民間事業者の資金調達

PFI 方式で民間資金を活用する場合、民間資金の金利を固定可能な期間は、一般的に15年が限度といわれている。

エ 市の財政負担の軽減

PFI 方式で民間資金を活用し、施設整備費相当額を事業期間にわたり平準化して支払う場合、市の財政負担軽減の観点から、事業期間は長い方が望ましいと考えられる。

以上を総合的に勘案し、DBO 方式や PFI 方式を採用する場合、事業期間（維持管理運営期間）は、多くの先行事例で採用されている15年と設定する。

(5) 整備スケジュール（想定）

下記の表は事業手法において想定されるスケジュールである。平成 30 年度内に事業手法の方向性を固め，平成 31 年度以降に事業者の選定等を進める想定である。

先行事例を参考にした場合，従来方式は平成 33 年 8 月，DB・DBO 方式は平成 34 年 1 月，PFI 方式は平成 34 年 10 月の開設見込となる。

DB・DBO 方式や PFI 方式は，従来方式に比べて事業者の選定・契約及びその準備に時間を要するため，標準的に進めた場合，開設予定時期が現状の想定よりも遅くなることを考えられる。

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
[従来方式]					
基本計画	→				
用地測量等事前調査	→				
入札準備		→			
基本・実施設計		→			
建設・開業準備			→		
開設				→	
[DB・DBO方式]					
基本計画	→				
用地測量等事前調査	→				
要求水準書作成・入札準備		→			
民間事業者選定・契約			→		
基本・実施設計			→		
建設・開業準備				→	
開設					→
[PFI方式]					
基本計画	→				
用地測量等事前調査	→				
導入可能性調査		→			
入札準備			→		
民間事業者選定・契約				→	
基本・実施設計				→	
建設・開業準備					→
開設					→

2 VFM の検討

(1) VFM 算定諸条件の整理

各事業手法について、VFM (Value For Money) という指標を用いて財政負担の縮減効果の観点から検討を行った。VFM とは、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方を表す。

VFM の評価は、「公共が自ら実施する場合」の市の支出である PSC (Public Sector Comparator) と「民活手法の場合」の市の支出との比較により行い、民活手法の市の支出が PSC を下回れば民活手法の側に VFM があり、上回れば VFM がないと判断する。

なお、PSC と民活手法の場合の市の支出を比較する際は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 27 年 12 月 18 日閣議決定)において現在価値に換算して比較することが定められている。

これを踏まえ、各事業手法における VFM の算定諸条件を、以下の設定とする。

項目		DB方式	DBO方式	PFI方式
事業類型		—	サービス購入型	サービス購入型
事業期間 (維持管理・運営期間)		—	14.5年	14.5年
割引率 ※1		0.780%	0.780%	0.780%
削減率	建設業務費	8%	8%	8%
	開業準備業務費	0%	0%	0%
	光熱水費	0%	0%	0%
	維持管理・運營業務費	0%	5%	5%
借入金利 ※2		—	—	1.029%
建中金利 ※3		—	—	1.475%
出資者期待利回り		—	—	5.0%
出資金		—	—	10,000 千円
民間資金調達経費		—	—	10,000 千円
アドバイザー費用		30,000 千円	30,000 千円	30,000 千円
モニタリング費用 (業務監視)	設計・建設期間	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円
	運営開始1年目 から3年目まで	—	5,000 千円/年	5,000 千円/年
SPC設立費用		—	10,000 千円	10,000 千円
SPC管理費		—	2,500 千円/年	5,000 千円/年

※1 割引率は10年国債利回りの過去10年分の平均として設定。

割引率とは、支出又は歳入する時点が異なる金額を現在価値に換算する際に用いるもの。

※2 借入金利は基準金利0.529%+スプレッド0.5%として設定。

基準金利：15年物金利スワップレート(平成30年8月16日10:00対6カ月LIBOR)

※3 建中金利は短期プライムレート(最頻値)1.475%として設定。

日本銀行「長・短期プライムレートの推移」(平成29年7月11日)

(2) VFM 算定結果

現在価値換算後の市の支出は従来方式のPSCでは21.1億円程度に対して、DB方式では20.7億円、DBO方式では20.8億円程度、PFI方式で21.8億円となった。

財政負担の削減効果(VFM)は、PFI方式では見込めず、DB方式で2.0%、DBO方式で1.4%となり、DB方式が最も高いという結果となった。

単位：千円

項目		従来	DB	DBO	PFI (BTO)
市の支出	現在価値 換算前	2,330,572	2,280,325	2,293,805	2,379,901
	現在価値 換算後	2,107,290	2,065,078	2,078,580	2,178,054
VFM	現在価値 換算前	-	50,247	36,768	-49,328
	現在価値 換算後	-	42,213	28,710	-70,764
VFM (%)	現在価値 換算前	-	2.2%	1.6%	-
	現在価値 換算後	-	2.0%	1.4%	-
供用開始 (H33年度) までの 市の支出	0年目(H30年度)	7,500	27,500	27,500	27,500
	1年目(H31年度)	0	17,500	17,500	17,500
	2年目(H32年度)	34,600	36,832	36,832	5,000
	3年目(H33年度)	290,855	270,260	282,363	63,493
	0年目～3年目	332,955	352,092	364,195	113,493
起債額		727,751	662,186	662,186	662,186
民間資金借入額		0	0	0	272,442
借入金合計		727,751	662,186	662,186	934,628

※従来方式の市の支出は交付額を除き、記載金利を考慮した金額。

※現在価値への換算方法

例として、現時点での100円と10年後の100円とでは価値が異なる。このため、この2つの価値を比較する際、10年後の100円が現時点での何円に相当するかという換算が必要となる。

このように、将来の価値を現在の価値に換算することを現在価値に換算するという。

この換算に当たって用いる換算率が割引率である。1年後の将来価値が100円で、割引率が10%の場合の現在価値は、91円となる。割引率が大きいほど現在価値は低くなる。

3 民間事業者への意向調査

学校給食センターPFI 事業の代表経験企業をはじめ、設計企業、建設企業、運営企業、厨房企業、金融機関を対象に、本事業への参入意欲や意見等について調査を実施した。

参入意欲に関しては、いずれの方式においても「構成員として参加したいが、代表企業は想定していない」という意見が最も多く見られた。

特に PFI 方式は、金融機関の融資意向は得られたものの、スケールメリットを得にくく大手企業の参入が見込まれにくい、地元だけのノウハウで運営可能か疑問がある等、参加に消極的な意見が複数見られた。

DB 方式は、施設整備において維持管理・運営企業のノウハウが反映されにくいという意見があったものの、資金調達の負担がなく参加しやすい、工期短縮や VE・CD（※）案に取り組みやすい、運営委託においても、他学校給食センターと同様に質の高い給食の提供が期待できる、実際の運営実績を基に対策がとれる等の肯定的な意見が見られ、運営企業からも DB 方式での別途業務委託を希望する意見が寄せられた。

DBO 方式は、維持管理・運營業務を含めた一括性能発注によるコスト削減が見込めるという意見の他、施設に常駐する運営企業へのリスク集中を懸念する声があった。

また、地元企業の参画に向けた課題としては、地場の建築費等の相場に合致した予定価格の設定、同種工事の実績要件を低めに設定する等の市内企業参加資格緩和が挙げられていた。

その他、事業費については、資材・労務費の上昇や法定福利費の計上等による建設単価の上昇が複数指摘された他、豪雨被害等により外構の修繕・洗浄費が増加傾向にあること、最低賃金が年々増加傾向にあること等が指摘された。

※VE (Value Engineering) : 価格を上げずに価値を上げること。

CD (Cost Down) : 機能を損なわずに価格を下げること。

第4章 総合評価

1 事業手法の検討結果

DB方式の場合は、設計と施工を一元化して発注することで一定のコスト削減効果が期待できるが、設計での細かな変更がしづらく、設計変更時のコスト管理が難しい。また、事業者選定に当たっては、要求水準書の作成が必要であり、事業者決定までに9ヶ月程度を要するほかに、運営等を別途業務委託する必要があるが、他学校給食センターと同様に5年ごとの契約となるため、これまでと同様の水準での対応ができ、さらに施設の運営実績を踏まえた対策や調理食数・配送校の変更について柔軟な対応が可能になると考えられる。

DBO方式の場合は、設計業務・建設に加え維持管理・運營業務を含むため、より多業種でのグループ組成が必要かつ多業種にまたがる高度な提案書を作成する必要がある等、DB方式よりも地元企業参入のハードルは高いと考えられる。また、DBO方式は事業期間が15年にわたり、将来の児童数の減少が確実視されるなかで、事業が計画通り推移するかが不安材料となり、参入業者が見込めないことも憂慮せざるを得ない。

PFI方式の場合は、食数規模が小さいためスケールメリットが発揮しづらく、DBO方式同様、参入業者が少なくなることが懸念される。

財政負担を比較すると、従来方式と比較検討した3つの事業手法のうちDB方式、DBO方式については一定のVFMが見込まれ、うちDB方式が最も財政負担の軽減に繋がることが期待できる。そして、従来方式、DB方式及びDBO方式では、PFI方式と異なり施設整備費の支払平準化はできないものの、民間資金調達が不要なため地元企業の参入を促しやすいという利点がある。

一方で事業スケジュールにおいては、従来方式のみが現状の想定通り平成33年8月に開設可能となる見込みであり、従来方式以外の方式を採用した場合は、開設予定時期の変更が必要となる。現状、受配校の既存給食室が老朽化していることから、開設予定時期を延期することは難しい状況である。

2 事業手法の選定

これらを踏まえ、DB方式では設計施工一括性能発注により、一定のコスト削減効果が期待できる。また、地元企業の参入のしやすさや運営面での柔軟性は、従来方式と概ね同等と考えられるが、求める機能を要求水準書に全て盛り込むことは難しく、設計の変更が行いにくい点や、開設時期の変更が必要となることは大きなデメリットである。

またDBO方式では、DB方式と同様、コスト削減効果は認められるものの、本事業に参入する事業者が存在しない可能性もあり、その結果、開設時期が大幅に遅れることが考えられる。

その点、従来方式では、DB方式より財政負担は増えるが、想定スケジュール内に開設できること、発注者の意向を設計や厨房機器の選定に反映しやすいこと、また、設計、建設等の施工業者の決定等において、地元業者の参入も見込まれ、幾つもの競争原理が働き、公共事業としての公平性を担保できるものと考えられる。

以上のことを総合的に判断し、大崎東学校給食センターの整備については、従来方式での整備を進めることとする。